相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市永和一丁目三七番地、最後の住所大阪府東大阪市寿町一丁目九番三九号特別養護老人ホームイースタンビラ

被相続人　亡　萩　美惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十四日

大阪市中央区今橋一丁目一番一六号ＭＩＤ今橋ビル一〇階

相続財産管理人　弁護士　田上　智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市生野区舎利寺三丁目三〇九番地、最後の住所大阪市生野区巽北三丁目四番一一号せらりょう巽北内

被相続人　亡　木村　保惠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十四日

大阪府豊中市新千里東町一丁目二番四号信用保証ビル六階千里中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　相間佐基子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県江津市二宮町神村五〇番地、最後の住所島根県江津市江津町三四一番地二

被相続人　亡　梨木　勝巳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十四日

島根県江津市都野津町二一八九番地、事務所島根県江津市都野津町一八九一番地木原司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　木原　聖

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県うるま市石川一丁目一四六番地、最後の住所沖縄県うるま市石川八八四番地一

被相続人　亡　伊波　常芳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十四日

沖縄県那覇市久茂地一丁目一一番一〇　ＯＴＶ国和プラザ八〇五

相続財産管理人　弁護士　内田　光彦

無縁墳墓等改葬公告

建物建築工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年三月二十四日

一、墳墓等所在地　沖縄県中頭郡西原町字小波津八三六番一

一、墳墓等の名称　不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　沖縄県中頭郡西原町字翁長屋一〇二番一一　ヒューム・ハウス　代表者安座間　弘

債権申出の催告（第二回）

当規約型確定給付企業年金は、平成二十六年三月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十六年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十四日

東京都世田谷区桜二丁目四番一一三四号

株式会社ぐリテ規約型確定給付企業年金

清算人　國井　正

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成26年３月24日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社ティー・アール・ブレーン　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－4975号　④株式会社ティー・アール・ブレーン　東京都北区王子５－２－６－956　代表取締役　井上トキ　⑤ティーアール　東京都大島町差木地字ショウヒヤ208番地　⑥平成13年３月19日　⑧平成26年２月17日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都北区王子５丁目２番６－956　株式会社ティー・アール・ブレーン　代表取締役　井上トキ

Ｂ　①ユニシード株式会社(ユニシードトラベル)　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－4475号　④ユニシード株式会社　東京都足立区綾瀬二丁目24番８号日興パレス綾瀬202号　代表取締役　芳岡恒雄　⑤本社営業所　東京都足立区綾瀬２－24－８日興パレス綾瀬202号　⑥平成10年９月３日　⑧平成26年２月17日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都足立区綾瀬二丁目24番８号日興パレス綾瀬202号　ユニシード株式会社　代表清算人　芳岡恒雄

Ｂ　①有限会社スプリングス観光　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３－640号　④有限会社スプリングス観光　横浜市都筑区池辺町4034－１　代表取締役　石川直志　⑤本社営業所　横浜市都筑区池辺町4034－１　第２グリーンビラ104　⑥平成８年２月13日　⑧平成26年２月12日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫横浜市都筑区池辺町4034－１　有限会社スプリングス観光　代表取締役　石川直志

Ｃ　①株式会社ＷＡＫＯＮ　②地域限定旅行業務　③沖縄県知事登録旅行業地域－320号　④株式会社ＷＡＫＯＮ　沖縄県那覇市高良三丁目３番17号コーポ長嶺201　代表取締役　許田鎮男　⑤本社営業所　沖縄県那覇市高良三丁目３番17号コーポ長嶺201　⑥平成25年４月26日　⑨平成25年５月30日　⑩100万円　⑪沖縄県知事　⑫沖縄県那覇市金城三丁目４番地14　株式会社ＷＡＫＯＮ　代表取締役　許田鎮男